

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、原則として経営者保証を頂かないことを方針として掲げ、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、ガイドラインの要件を充足しない場合であってもお客様から免除対応の希望があれば、事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行ったうえで、経営者保証の機能を代替する融資手法「ABL（流動資産担保）や一定の金利の上乗せ等」を活用することで、経営者保証を求めない可能性を検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行います。その際には、ガイドラインの要件を充足しない場合であっても経営者保証の機能を代替する融資手法「ABL（流動資産担保）や一定の金利の上乗せ等」を活用することで、経営者保証の変更・解除等の可能性を併せて検討いたします。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めるが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出があった場合、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上